

5-1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額	
取 得 財 産 価 額		人 1	千円 14,608	
		23,391	1,865,616,163	
	相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額	612	20,516,735	
	債 務 控 除 額	13,148	175,818,340	
	暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額	2,650	11,956,328	
課 税 価 格	実	23,494	1,722,270,886	
相 続 税 額	算 出 税 額	23,160	259,686,641	
	2 割 加 算 額	2,720	3,745,529	
	計	実	23,160	263,432,171
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	1,014	1,167,615	
	配 偶 者	3,875	60,598,101	
	未 成 年 者	241	76,908	
	障 害 者	495	621,517	
	相 次 相 続	932	2,344,325	
	外 国 税 額	19	793,073	
	計	実	6,152	65,601,540
差 引 税 額	実	20,231	197,830,631	
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		224	1,672,645	
小 計		20,194	196,157,988	
農 地 等 納 税 猶 予 額		565	9,975,088	
株 式 等 納 税 猶 予 額		15	1,283,303	
申 告 納 税 額	納 付 税 額	実	20,040	185,222,600
	還 付 税 額	実	116	323,003
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額		-	-	
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		8,379	669,330,000	

調査対象等：平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までの申告（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
 2 外書は災害減免法第6条の被害を受けた部分の価額を示す。
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成 18 年 分	22,159	1,692,090,869	283,095,876	78,713,073	18,881	193,220,456	61	165,943	7,615
平成 19 年 分	22,499	1,765,487,251	304,205,618	86,592,704	19,272	201,991,205	65	125,996	7,864
平成 20 年 分	22,853	1,696,999,533	266,318,455	68,475,236	19,521	186,230,773	101	239,539	8,065
平成 21 年 分	22,297	1,680,880,538	273,075,691	68,814,161	19,072	190,863,904	88	280,785	7,899
平成 22 年 分	23,494	1,722,270,886	263,432,171	65,601,540	20,040	185,222,600	116	323,003	8,379

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
大津	266	15,290,922	224	882,095	98
彦根	92	5,492,972	76	292,747	34
長浜	130	7,830,995	111	575,175	44
近江八幡	117	6,949,688	98	350,090	50
草津	305	21,919,488	257	1,960,092	112
水口	60	3,295,085	50	168,255	25
今津	26	1,043,840	22	24,717	9
滋賀県計	996	61,822,990	838	4,253,171	372
上京	437	31,628,445	375	3,524,530	164
左京	420	30,443,232	344	3,159,014	159
中京	203	14,501,830	177	1,757,937	77
東山	202	13,015,544	184	1,234,313	74
下京	334	23,773,307	291	2,084,945	119
右京	617	55,669,691	519	8,796,167	221
伏見	296	23,610,484	250	2,231,770	112
福知山	82	6,123,948	71	756,230	30
舞鶴	52	3,713,607	41	313,913	23
宇治	562	35,724,960	474	2,897,765	200
宮津	27	1,417,306	19	82,779	12
園部	115	7,500,177	94	610,017	42
峰山	43	2,209,643	36	123,912	14
京都府計	3,390	249,332,174	2,875	27,573,291	1,247
大阪福島	106	6,873,845	84	793,418	37
西港	103	5,065,089	92	382,828	32
天王寺	119	9,192,428	110	1,040,238	42
浪速	56	2,625,681	50	139,134	17
西淀川	45	3,790,085	41	390,570	17
東成	119	7,266,272	102	705,720	36
生野	161	8,470,413	145	716,445	49
旭	224	17,568,773	197	1,902,647	82
城東	241	19,688,611	204	2,692,640	84
阿倍野	192	21,181,872	173	4,694,251	72
住吉	219	19,699,416	184	2,847,797	81
東住吉	424	36,649,171	363	5,397,250	147
西成	123	9,960,265	109	1,323,832	40
東淀川	298	23,900,220	272	2,800,853	108
北	78	7,900,341	73	961,918	28
大淀	74	4,143,261	68	328,214	26
東	77	8,461,739	71	1,229,161	29
南	103	7,374,656	91	1,146,793	32
堺	939	68,884,398	781	8,370,796	320
岸和田	300	21,383,315	261	1,966,575	104
豊能	1,099	89,871,963	930	11,319,246	398
吹田	617	53,475,522	531	6,404,445	212
泉大津	284	20,556,895	241	1,986,872	102
枚方	855	61,726,190	737	6,380,846	291
茨木	814	59,849,058	716	5,985,979	285
八尾	692	52,218,677	573	5,215,023	232
泉佐野	201	12,533,124	173	1,020,922	76
富田	603	39,667,471	496	3,187,161	221
門真	435	31,977,022	387	3,469,453	145
東大阪	611	55,953,849	531	7,051,654	218
大阪府計	10,277	792,265,445	8,842	92,236,252	3,589
灘	155	12,222,087	138	1,688,348	57
兵庫	326	21,932,842	277	2,190,248	119
長田	114	6,117,866	95	489,483	34

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
須磨	398	28,915,244	341	3,466,087	145
神戸	128	13,426,091	113	1,929,917	47
姫路	683	43,971,927	570	3,061,056	247
尼崎	465	37,547,733	399	3,962,709	170
明石	535	35,635,645	453	3,202,871	182
西宮	1,186	101,615,268	1,015	13,080,353	431
洲本	107	5,877,864	92	387,699	39
芦屋	630	45,131,959	552	5,095,962	220
伊丹	427	31,410,773	356	2,701,726	152
相生	88	3,611,019	68	140,846	30
豊岡	109	6,022,898	89	376,610	40
加古川	422	21,357,319	349	1,107,472	147
龍野	173	10,043,278	136	713,542	58
西脇	23	1,642,469	20	149,139	11
三木	45	3,191,594	36	279,109	18
社	97	5,961,462	81	435,374	33
和田山	27	4,363,489	22	797,242	10
柏原	59	4,016,963	50	338,901	23
兵庫県計	6,197	444,015,790	5,252	45,594,691	2,213
奈良	942	66,092,826	819	6,745,318	344
葛城	526	33,431,607	438	2,491,655	194
桜井	167	9,540,619	136	562,028	58
吉野	22	1,174,307	20	82,105	8
奈良県計	1,657	110,239,359	1,413	9,881,106	604
和歌山	454	30,739,870	379	3,252,302	158
海南	67	4,528,517	52	215,372	27
御坊	72	5,480,234	62	633,481	24
田辺	72	4,593,326	65	361,905	29
新宮	30	2,417,569	27	148,522	14
粉河	200	12,219,255	166	788,093	71
湯浅	82	4,616,357	69	284,417	31
和歌山県計	977	64,595,128	820	5,684,090	354
総計	23,494	1,722,270,886	20,040	185,222,600	8,379

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
		人	千円	人	千円	人	
本年分	申 告 額	23,508	1,722,377,490	20,057	185,422,819	8,379	
	修正申告による増差額	399	2,709,976	638	707,325	295	
	更正による増差額	-	-	-	-	-	
	更正等による減差額	219	2,816,580	342	907,544	158	
	決 定 額	-	-	-	-	-	
	計	実 23,494	1,722,270,886	実 20,040	185,222,600	実 8,379	
過 年 分	申 告 額	723	35,669,607	624	2,537,130	332	
	修正申告による増差額	3,878	61,720,306	5,523	13,365,123	2,218	
	更正による増差額	33	1,333,784	38	482,245	17	
	更正等による減差額	1,095	19,696,823	1,327	6,531,493	610	
	決 定 額	17	845,032	17	109,397	9	
	計	実 5,635	79,871,906	実 7,352	9,962,403	実 2,795	
合 計	申 告 額	24,231	1,758,047,097	20,681	187,959,950	8,711	
	修正申告による増差額	4,277	64,430,282	6,161	14,072,448	2,513	
	更正による増差額	33	1,333,784	38	482,245	17	
	更正等による減差額	1,314	22,513,403	1,669	7,439,037	768	
	決 定 額	17	845,032	17	109,397	9	
	計	実 29,129	1,802,142,792	実 27,392	195,185,003	実 11,174	

調査対象等：「本年分」は平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までの申告（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成21年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成22年11月1日から平成23年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成20年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成22年7月1日から平成23年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	19	8,976	111	16,448	-	-
過 年 分	3,850	1,037,489	514	240,524	303	752,311
合 計	3,869	1,046,465	625	256,972	303	752,311

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5-2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人の数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
1 億円以下	2,018	168,041,281	3,723,322	916,757	2,730,794	4,481
1 億円超	3,844	536,549,616	5,277,991	3,303,071	23,835,859	11,933
2 "	1,262	307,488,552	2,353,399	2,131,190	27,103,191	4,216
3 "	780	295,654,174	3,239,062	1,634,155	40,392,854	2,655
5 "	254	149,717,855	1,334,463	752,078	26,118,465	911
7 "	130	107,169,719	1,605,654	831,568	21,214,533	481
10 "	78	101,955,631	243,723	639,167	25,730,890	308
20 "	5	11,426,753	1,248,581	112,098	2,209,504	23
30 "	4	16,172,214	299,508	33,423	4,842,379	14
50 "	3	16,702,104	1,052,020	286,721	6,356,992	12
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	1	11,499,591	-	1,269,153	4,887,360	4
合計	8,379	1,722,377,490	20,377,723	11,909,381	185,422,819	25,038

調査対象等：平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階級	法定相続人員別被相続人数											
	0人 のもの	1人 のもの	2人 のもの	3人 のもの	4人 のもの	5人 のもの	6人 のもの	7人 のもの	8人 のもの	9人 のもの	10人 のもの	10人超 のもの
1億円以下	62	407	737	648	164	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	14	283	893	1,387	883	253	69	30	15	11	4	2
2 "	4	55	255	472	311	96	34	13	10	4	2	6
3 "	2	41	131	299	206	54	21	10	6	2	-	8
5 "	-	9	43	83	71	31	8	4	2	1	1	1
7 "	-	5	14	47	34	19	6	2	2	-	1	-
10 "	-	3	7	28	19	11	5	2	2	-	-	1
20 "	-	-	-	1	2	1	-	1	-	-	-	-
30 "	-	-	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
合計	82	803	2,081	2,967	1,693	467	143	62	37	18	8	18

調査対象等：平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）に基づいて作成した。

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	2,069	99,335,493
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	1,670	40,547,024
	宅地（借地権を含む。）	7,736	556,024,571
	山林	1,523	8,144,070
	その他の土地	1,687	56,733,151
	計	実 7,847	760,784,309
家屋、構築物		7,466	103,380,669
事業（農業） 用財産	機械器具、農具、じゅう器、備品	1,059	2,316,862
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	178	1,391,707
	売掛金	261	1,384,748
	その他の財産	533	3,456,559
	計	実 1,439	8,549,876
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	1,528	61,466,457
	同上以外の株式及び出資	5,507	111,135,205
	公債及び社債	1,957	44,917,227
	投資・貸付信託受益証券	3,380	78,692,567
	計	実 6,741	296,211,455
現金、預貯金等		8,303	484,192,372
家庭用財産		5,530	2,837,313
その他の財産	生命保険金等	2,266	72,003,521
	退職金及び功労金等	588	24,099,149
	立木	284	382,929
	その他	7,016	114,719,490
	計	実 7,298	211,205,089
合計		実 8,338	1,867,161,083
相続時精算課税適用財産価額		462	20,377,723
債務		7,219	157,533,429
葬式費用		8,131	19,537,268
計		実 8,260	177,070,697
差引純資産価額		実 8,347	1,710,468,109
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		1,454	11,909,381
課税価格		実 8,379	1,722,377,490

調査対象等：平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。